



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 14 日（月曜日） 第 628 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○公営企業の業務の状況の公表……………（財政課） 1	頁
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（福祉保健課） 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更（2件）……………（ ” ） 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更（2件）……………（ ” ） 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……………（ ” ） 2	
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課） 2	
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療	

）の所在地の変更……………（障がい福祉課） 3	
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（ ” ） 3	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（伐倒駆除等）……………（自然環境課） 3	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（移動制限・禁止）……………（ ” ） 3	
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令（ ” ） 4	
○保安林の指定予定……………（ ” ） 4	
○保安林の指定……………（ ” ） 4	
○保安林の指定予定の通知……………（ ” ） 5	
公 告	
○建築士免許の取消し……………（建築住宅課） 5	

告 示

宮崎県告示第 443号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和6年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 444号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 松商	小林市真方 239番地 1	小林こすも す薬局	小林市真方 239番地 1	令和 6 年 12 月 1 日

宮崎県告示第 445号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次の

る法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 H u m a n L o o p	福岡県福岡市博多区古門戸町9-12 - 201古門戸ミツヤビル	訪問看護 ステーションT O M O延岡	延岡市平原町2丁目1360番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
在宅リハビリ訪問看護ステーションT O M O延岡	訪問看護ステーションT O M O延岡	令和 3 年 1 月 1 日

宮崎県告示第 446号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 ソート フル	都城市高城町大井 手2166番地1	シニアの ためのフ ィットネ ス遊癒	都城市早鈴町1990 番地 イオン都城 ショッピングセン ター2F

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービス遊癒	シニアのためのフィット ネス遊癒	令和6年 11月1日

宮崎県告示第 447号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
ライフプ ランPA RTNE RS株式 会社	都城市東町13-16	訪問看護 ステーシ ョンハ ート	都城市上東町1- 12-2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市天神町16-19 天 神ハイツ 101	都城市上東町1-12-2	令和6年 2月4日

宮崎県告示第 448号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 Huma n Lo op	福岡県福岡市博多 区古門戸町9-12 - 201古門戸ミッ ヤマビル	訪問看護 ステーシ ョンTO MO延岡	延岡市野地町2丁 目3602番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市平原町2丁目1360 番地1	延岡市野地町2丁目3602 番地1	令和7年 5月17日

宮崎県告示第 449号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 松商	小林市真方 239番地1	小林こすも す薬局	小林市真方 238番地10	平成25年 10月12日
有限会社共 栄調剤薬局	延岡市柳沢 町2丁目3 番地2	ハラダ調剤 薬局柳沢店	延岡市柳沢 町2丁目3 番地2	令和7年 6月1日

宮崎県告示第 450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
新富ひむかクリニック	新富町	精神通院医療	令和7年 7月1日
訪問看護ステーションエ ルプラス	日向市	訪問看護	令和7年 7月1日
訪問看護ステーション凜	日南市	訪問看護	令和7年 7月1日

宮崎県告示第 451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護事業 所ブレイブマ ーリン	日南市	日南市材木 町2-22	日南市戸高 1丁目4-6	令和7年 5月30日
訪問看護ステ ーション陽の ひかり	延岡市	延岡市浜町 408番地28 浜アネックス 102号	延岡市塩浜 町3丁目17 95番地1	令和7年 6月3日

宮崎県告示第 452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護事業 所ブレイブマ ーリン	日南市	日南市材木 町2-22	日南市戸高 1丁目4-6	令和7年 5月30日
訪問看護ステ ーション陽の ひかり	延岡市	延岡市浜町 408番地28 浜アネックス 102号	延岡市塩浜 町3丁目17 95番地1	令和7年 6月3日
医療法人明石 会曽根病院訪 問看護ステー ション	延岡市	延岡市古川 町 260番地 1	延岡市大貫 町5丁目22 99-1	令和7年 6月25日

宮崎県告示第 453号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和7年7月14日

1 区域及び期間**(1) 区域**

県内一円

(2) 期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1 (2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 454号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定

により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

- (1) 区域
県内一円
- (2) 期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 455号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

- (1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに高鍋町、新富町、川南町及び門川町の町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- (2) 期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町の長を経由して、当該市町の区域を管轄する農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 456号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字小布瀬瀨ノ口甲3670、甲3696－1、甲3698－3、甲3698－乙－1、甲3703－64から甲3703－67まで、甲3703－ 138、甲3703－ 139、字小布瀬甲3748－9

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 457号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 日南市大字板敷字小槌ケ尾4391－2、4399、4401から4406まで、4408、4409、4409－1、4409－2、4410、4412、4413、4415、4416、字苦木4497、4499、4508、4510、4511、4515、4516、4518、4519、4525

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 458号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町花木字敷内 220・222-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、221、223-1、223-2、224-1、224-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字敷内 220（次の図に示す部分に限る。）、221、222-2・223-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、223-2、224-1・224-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

建築士法（昭和25年法律第 202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
令和7年7月3日
- 2 免許の取消しを受けた建築士

(1) 氏名

福尾 友一

(2) 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第1200号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。

--	--